

○ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

改正案	現行
<p>(連結の範囲)</p> <p>第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行持株会社が銀行及び法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで、第十二号又は第十三号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（以下「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。</p> <p>2   特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。第十五条第二項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。</p> <p>3   前二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が法第五十二条の二十</p>	<p>(連結の範囲)</p> <p>第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行持株会社が銀行及び法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで、第十二号又は第十三号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第八項第一号ロ、第十五条第一項及び第十八条第六項第一号ロにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2   前項の規定にかかわらず、銀行持株会社が法第五十二条の二十三</p>

三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ(1)、第十五条第三項及び第十七条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含まれないものとする。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第四条 銀行持株会社は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす場合には、第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。

一 当該銀行持株会社に係る直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から連結自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における銀行持株会社及びその子会社の特定取引等（銀行法施行規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百四十八条の三第一項又は第二百四十八条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末における連結貸借対照表に計上されている総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ(1)、第十五条第二項及び第十七条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含まれないものとする。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第四条 銀行持株会社は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす場合には、第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。

一 当該銀行持株会社に係る直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から連結自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における銀行持株会社及びその子会社の特定取引等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百四十八条の三第一項又は第二百四十八条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末における連結貸借対照表に計上されている総資産の十パーセントに相当する額未満であ

<p>二・三 (略)</p> <p>(連結の範囲)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2  特例企業会計基準等適用法人等については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、<u>全て連結の範囲に含めるものとする。</u></p> <p>3  前二項の規定にかかわらず、保険子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。</p>	<p>る」と。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(連結の範囲)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2  前項の規定にかかわらず、保険子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。</p>
--	--